

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

厚生年金関係 24 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月31日から同年2月1日まで

私は、平成7年10月1日から8年1月31日までA社に勤務しており、私が所持している給与明細書により、7年12月分及び8年1月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるのに、年金記録を確認したところ、同年1月分の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間における被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出されたA社が発行した退職証明書及び給与明細書により、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成7年12月の社会保険事務所（当時）の記録及び給与明細書の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主からは事情を聴取することができないが、事業主が申立人の資格喪失

日を平成8年2月1日として社会保険事務所に届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年1月31日として記録することは考え難いことから、事業主は、申立人の資格喪失日を同年1月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月1日から58年5月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を57年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月2日から58年5月2日まで

私は、昭和56年5月2日から58年7月31日まで、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

しかし、申立期間も勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年8月1日から58年5月2日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社から提出された労働者名簿の写しにより、申立人が、当該期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社の社会保険関係の事務を担当していたとするA社の事業主の妻は、「A社は、雇用保険と厚生年金保険の資格取得手続は同時に行っていたと思う。」としているところ、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、かつ、雇用保険の加入記録が確認できた6人は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格取得時期と雇用保険の被保険者資格取得時期がほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、複数の同僚のA社における社会保険事務所の記録から、11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「保険料控除に関する当時の資料は無く、不明である。」としているが、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しには、申立人の資格取得年月日は昭和58年5月2日と記載されており、オンライン記録と一致していることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る57年8月から58年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年5月2日から57年8月1日までの期間については、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている上司及び同僚を含む。）の回答により、申立人は、少なくとも当該期間の一部において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「当時、勤務していた方の中には長期アルバイトの方もいたと思う。申立人は、アルバイトとして雇用しており、アルバイト期間中は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」としていることから、申立人が当該期間において、正社員とは異なる雇用形態であった可能性を否定できない上、前述の6人のうち、入社当初、アルバイトであったとする者は、「正社員とアルバイトの勤務時間は一緒だったが、アルバイトで勤務していた期間については、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。」としている。

また、A社は、「正社員として採用した者も一定期間の試用期間があり、その間は従業員を社会保険に加入させていなかった。」としているところ、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者が、申立期間当時、A社では試用期間があり、試用期間中における被保険者記録は確認できない旨回答している。

さらに、前述の複数の者（申立人が覚えている上司及び同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 56 年 5 月 2 日から 57 年 8 月 1 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月22日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年9月1日まで

私は、昭和60年1月にA社に入社したが、社会保険事務所(当時)にA社に係る厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、被保険者資格取得日が同年9月1日となっており、申立期間が被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和60年1月から継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年3月22日から同年9月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、当該期間を含む同年3月22日から同年11月20日までの期間において、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「従業員の厚生年金保険については、雇用保険と同時に加入させており、職種等によって異なる取扱いをすることは無かったと思う。」としているところ、オンライン記録により、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、かつ、雇用保険の加入記録を確認することができた7人のうちの6人は、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が一

致していることから、当該事業所は、従業員の厚生年金保険については、雇用保険と同時に加入させていたものと考えられる上、当該6人のうちの1人は、申立人が雇用保険の被保険者資格を取得した時期とほぼ同じ時期に厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月22日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和60年9月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、「当時の資料は無いが、保険料の納付義務を怠ったことは無く、申立てに係る保険料についても納付していたと思う。」としているものの、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月22日までの期間については、オンライン記録において、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を同年3月1日に喪失していることが確認できる者の回答により、申立人は、雇用保険の被保険者資格取得日（昭和60年3月22日）以前から当該事業所に勤務していた可能性がうかがわれるものの、この者及び当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人が入社した時期までは特定できず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、A社で事務を担当していたとする者は、「入社してから1か月間程、前任者と共に勤務していた。」としているところ、雇用保険の加入記録により、この者の当該事業所に係る雇用保険の被保険者資格取得日は昭和60年12月1日（厚生年金保険の被保険者資格取得日も昭和60年12月1日）であることが確認できるが、当該前任者の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年11月21日であることから、この者も雇用保険の資格取得日以前から当該事業所に勤務していた可能性がうかがわれることを踏まえると、当該事業所は、必ずしも従業員を入社後すぐに厚生年金保険と雇用保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

このほか、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月22日までの期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されて

いた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年12月1日から33年3月1日まで

私は、A社に入社して以来、昭和43年4月までA社に継続して勤務していた。

途中、B社に社名が変わったが、申立期間中も引き続き給与が支給され、給与から厚生年金保険料を控除されており、雇用保険も継続して加入し、失業保険も受給している。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得ができないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、事業所名は不明であるが、昭和24年7月26日に被保険者資格を取得し、43年4月30日に離職している上、当該記録は、オンライン記録におけるA社の厚生年金保険被保険者資格取得日24年3月10日及びB社の厚生年金保険被保険者資格喪失日43年4月26日とほぼ一致していることや、A社における複数の同僚の回答を踏まえると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

また、商業登記簿によると、A社は、昭和33年9月11日に解散しており、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、両事

業所における事業主は同じであり、かつ、両事業所の所在地は同じであることが確認できる上、A社で病身の事業主に代わり、仕入れ、帳簿、経理関係全般を行っていた者（申立人の夫）は、「当時、A社においては、事実上、私が事業主の役割を担っていたが、昭和31年12月1日を適用事業所でなくなった日とする届出を社会保険事務所（当時）に提出するよう部下に指示した覚えも、自分で当該届出を行った覚えも無い。B社は、食料品、乾物等の販売を目的として25年10月にC社からB社として称号を変更し、事業を開始したが、少なくとも同年10月以降はA社と同じ所在地で一体的に酒類販売等の営業を行っていた。B社は酒類販売の免許を持っておらず、A社が当該免許を持っていたので、申立期間当時、A社も営業しており、A社において申立人に支給した給与から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた。」としている。

さらに、申立人は、両事業所の商業登記簿において役員ではないことが確認できる上、申立人の夫は、「経理事務及び社会保険事務の担当は別におり、申立人には、小売部門を任せていた。」としており、A社の複数の同僚も、申立人の職種を小売部門の責任者と回答していることから、申立人は、社会保険事務及び厚生年金保険料控除の事務に関与していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後のA社とB社に係る社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが必要である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間において、適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の同僚が、「私は、昭和31年7月ごろからA社で勤務し、販売員や販売員の伝票の整理を行い、33年3月1日からはB社で経理を担当していたが、A社で厚生年金保険被保険者証をもらい、継続して厚生年金保険料を給与から控除されていた。」、「申立期間の前後を通して従業員の入替わりはあったが、営業内容や勤務形態、従業員数に大きな変動は無かった。」、「昭和*年*月の大水害前から継続してA社に勤務していた。」としていることから、申立期間において、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月15日から3年8月1日まで
② 平成7年10月1日から9年10月1日まで

私は、平成2年6月から18年3月までA社に勤めていたが、「ねんきん定期便」により、申立期間については、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額よりも低くなっていることが分かった。

そのことは、当時の給与支給明細書及び源泉徴収票により確認できるので、申立期間における標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書の写し（平成9年1月分を除く。）により確認又は推

認できる報酬月額及び保険料控除額から、50万円とすることが必要である。

なお、申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当時の資料は保管していないため、納付していたかは不明であるが、従業員の標準報酬月額に係る届出はコンピューターにより一括管理しており、申立人のみを誤って届け出することは考え難い。」としているが、申立人から提出された給与支給明細書により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額は、申立期間②のすべてにおいて一致しておらず、申立期間②において行われるべき二度の事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、給与支給明細書により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人から提出された平成2年分及び3年分給与所得の源泉徴収票の写し並びに給与支給明細書の写し（平成3年1月分から同年7月分まで）によると、申立期間①の一部において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い給与額が支給されていることが確認できる。

しかし、当該源泉徴収票及び給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致していることが確認できるところ、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しには、申立人の標準報酬月額が38万円と記載され、オンライン記録と一致している上、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、31万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、34万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、32万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 18 日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立間に係る標準賞与額の記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

私は、A社において、平成19年12月18日に支給された賞与額に相当する厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間における標準賞与額が、実際に支給された賞与額に見合う額となっていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成19年冬賞与」（賞与支給明細書）により、申立人は、申立期間において、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月21日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月1日から同年9月1日まで

私は、昭和54年2月1日から同年11月20日までA社に勤務していたのに、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年2月21日から同年9月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答により、申立人は、A社に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録上、申立人がA社に勤務していたとする期間（昭和54年2月1日から同年11月20日まで）において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、同僚の回答などにより申立人と同じ職種として勤務していたことが推認できる5人に事情を聴取したところ、4人は、自身の当該事業所における勤務期間と被保険者期間が一致している旨述べている上、残る1人については、申立人と同様に、雇用保険の被保険者資格取得日は昭和54年2月21日、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年9月1日となっているが、当該同僚は、「私は、昭和54年2月に申立人と同じ職種で正社員としてA社に入社したが、入社当初から厚生年金保険料は給与から控除されていたはずである。」とし

ているところ、当該同僚から提出された同年5月及び同年7月の給料支払明細書の写しにおいて、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月21日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが必要である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和54年2月1日から同年2月21日までの期間については、当時の事業主からは回答が得られず、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人が、当該期間において、当該事業所に勤務していたことを推認することはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和54年2月1日から同年2月21日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から6年3月まで

私は、平成8年6月に結婚した後、市役所又は社会保険事務所（当時）のどちらかは覚えていないが、私の20歳からの国民年金保険料が未納となっているので、一括で納付して欲しいとの督促の電話を夫が受け、夫が自分の手持ちのお金から未納期間の保険料を一括納付したのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の平成8年6月ごろに払い出されたものと推認されることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となっている上、申立期間当時、同居していた申立人の母親に聴取しても、申立人の国民年金の加入手続に係る明確な記憶は無いとしており、申立人に対して、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「平成8年6月に結婚した後、督促の電話があり、電話を受けた夫が、申立期間の国民年金保険料を一括納付した。」としているが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人の夫に聴取しても、保険料の納付場所や納付方法等についての記憶が曖昧であるため、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料の納付の督促を受けた当時に居住していた市及び年金事務センターに確認しても、当時、国民年金の未加入者に対して電話による保険料の督促を行っていた旨の回答を得ることはできな

かった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び平成元年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 62 年 4 月 1 日から同年 9 月まで、A 社にアルバイトとして勤務したが、採用と同時に国民年金の加入手続をし、以後、平成元年 12 月まで、国民年金保険料を納付した。しかし、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料や納付方法等についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である上、申立人は、「同居していた姉に頼んで、国民年金保険料を納付してもらうようにしたことがあったが、姉が納付しなかったかもしれない。」としており、申立人の姉も申立期間は未納であることが確認できるなど、申立期間の国民年金保険料を納付していなかった可能性もうかがえる。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の記号番号払出状況等から、昭和 63 年 4 月 5 日以降に払い出されたものと推認されるが、その時点において、申立期間①に係る国民年金保険料を現年度納付又は過年度納付することは可能であるものの、申立人は、過去 1 年間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶もない上、申立期間①に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、平成 3 年

12月12日に、申立期間②のうち、その時点において時効にかからない元年11月及び同年12月の納付書が作成されたことが登録されていることから、少なくとも、納付書作成時点では、元年11月及び同年12月の国民年金保険料は未納であったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月

私は、20 歳になる前からアルバイト等をして働いていたが、厚生年金保険に加入できないときは、その都度、国民年金に加入し、結婚前の国民年金保険料は、納税組合に納付し、または納付書により金融機関で納付していたはずである。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の平成 12 年 6 月前後の期間は納付されているのに、申立期間のみが未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、申立人に係る平成 12 年度の国民年金保険料については、平成 12 年 7 月及び 10 月の保険料が同年 10 月 24 日に、同年 8 月及び 11 月の保険料が同年 11 月 24 日に、同年 9 月及び 12 月の保険料が同年 12 月 25 日に、13 年 1 月の保険料が同年 1 月 24 日に、12 年 5 月の保険料が 13 年 2 月 26 日に、12 年 4 月の保険料が 13 年 3 月 26 日にそれぞれ収納されていることが確認できる。

また、A 町に保管されている「平成 12 年度国民年金保険料 7 月分納入通知書兼領収書」（平成 12 年 10 月 11 日付けで申立人に送付されたものの写し）によると、その下部余白に、12 年 4 月から 6 月までは「未」と記載され、「12.10.17 7 納めます。」、「12.11.10 8」、「12.12.12 9」、「12.12.21 納めます。」、「13.3.13 4」、「13.3.23 B 社に勤めている。社保できた。後日届出。4 月分は最近納めた。」、及び 13 年 2 月から 12 年 5 月に矢印で「5 月へ充当」と記載され

ているが、そのことについて、A町は、「保険料未納者一覧の過去の分の中に当該書類が保管されていた。納入通知書は基本的に1か月分ずつ作成し、毎月送付していたが、恐らく納付書送付後に数度にわたり本人とやり取りを行い、平成12年7月以降の保険料を納付する意思表示があったこと等を記載したものである。」と回答していることを踏まえると、当該記載事項の内容は、オンライン記録上の収納年月日を裏付けるものと推認できることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「結婚前の国民年金保険料については、A町の納税組合に納付し、または納付書により金融機関で納付していた。」としているが、A町は、「A町C地区には、平成18年3月までD納税組合が存在していたが、当該納税組合に関する資料は残っていない。前述の『平成12年度国民年金保険料7月分納入通知書兼領収書』によると、平成12年4月から同年6月については、納税組合を通じての納付は行われていない。」と回答していることから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納税組合に対して納付したとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料について、平成13年4月以降に過年度納付することは可能であるが、申立人は、過年度保険料の納付については覚えていないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月2日から23年2月19日まで
② 昭和23年10月1日から25年4月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の期間照会をしたところ、申立期間については、脱退手当金が支給された記録となっていることが分かった。

しかし、私は、申立期間②において勤務していたA社を退職したときに、会社から脱退手当金に関する説明は受けておらず、社会保険事務所の場所も手続の方法も知らなかったし、会社から退職金等のまとまったお金を受け取った記憶も無い。

社会保険庁（当時）の記録が間違っていると思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）を見ると、保険給付の欄に申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す記載が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、支給年月日は、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和25年7月13日と記載されているほか、当該旧台帳に記載されている支給記録はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月 20 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、47 年 3 月 31 日まで勤務していた。

申立期間において、仕事上の変化は無く、給与が下がったことも無いのに、申立期間の標準報酬月額が 7 万 2,000 円から 5 万 2,000 円に下がっていることに納得できないので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人の昭和 46 年度賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎確認通知書の写しにより、A 社は、昭和 46 年 10 月の標準報酬月額の定時決定に係る算定基礎月の同年 5 月から同年 7 月までの期間に申立人に対して支給した給与額を報酬月額として適正に届け、社会保険事務所（当時）は、その報酬月額に基づき申立人の申立期間に係る標準報酬月額を決定していることが確認できる。

また、前述の賃金台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料については、オンライン記録により確認できる申立期間の標準報酬月額に見合う保険料額よりも低い金額が控除されていることが確認できる。

さらに、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年6月1日まで

私は、昭和48年9月3日から平成10年3月31日までA事務所に勤務していたが、7年10月から8年5月までの標準報酬月額が、15万円となっていることが分かった。

A事務所の所長は非常勤であり、職員は私一人だけであったので、総務、経理を含むすべての事務を私一人で行っており、申立期間の給与額は24万円であった。

申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事務所の所長は非常勤であり、職員は私一人だけであったので、総務、経理を含むすべての事務を私が行っていた。申立期間には、24万円の給与を受け取っており、報酬月額も24万円で社会保険事務所（当時）に届け出たはずである。」としているが、A事務所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A事務所の所長であったとする者は既に死亡しており、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を見ても、A事務所における被保険者は申立人のみであることから、A事務所の所長、同僚等に事情を聴取することができず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額についての回答が得られない。

また、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 7 月 1 日から 27 年 7 月 1 日まで
② 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 9 月 1 日まで

申立期間①については、私は、昭和 25 年から 27 年までの約 2 年間、A 市の B ビル内の C 社の事務所に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録上、当該勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 26 年 7 月 1 日となっており、申立期間①に係る加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間②については、私は、昭和 30 年 4 月に D 社に取材記者として入社し、32 年 3 月まで勤務していたが、社会保険庁の記録上、D 社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が 31 年 9 月 1 日となっており、申立期間②に係る加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、既に確認されている申立期間①の直前の申立人の厚生年金保険被保険者記録は、C 社を管理している E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において管理されていることが確認できるところ、E 社に係る被保険者名簿によると、申立人が覚えている同僚は姓のみのため特定することができない上、申立期間①に係る被保険者記録が確認できる者に事情を聴取しても申立人を覚えておらず、申立期間①において、申立人が、B ビル内の C 社の事務所に継続して勤務していたことを特定することができなかった。

また、申立人は、「当時、B ビル内の C 社の別の部署で勤務していた兄

は、私より少し早く退職した。」としているところ、E社に係る被保険者名簿によると、申立人の兄は、昭和26年5月14日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人と同じ昭和26年7月1日にE社に係る被保険者資格を喪失した者のうち、複数の者は、厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）及びオンライン記録によると、同日付けで別の事業所において被保険者資格を取得しているが、これらの者が被保険者資格を取得した事業所に係る被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、E社に係る被保険者名簿及び申立人の旧台帳に記載されているE社に係る被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、E社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、E社に係る人事記録等を引き継いでいるF社は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、申立期間①において、前述のE社に係る被保険者記録が確認できる者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人から提出された申立人自身が書いたとする新聞記事（昭和30年4月16日付け、同年5月12日付け及び同年5月14日付け）、及び申立期間②当時、申立人の取材対象者であったとする者の回答により、申立人が昭和30年5月ごろにD社に勤務していた可能性がうかがわれ、申立期間②及びその前後の期間において、D社に係る被保険者資格を取得した者のうち、複数の者が、申立人がD社に勤務していたことを覚えているものの、その入社時期までは覚えておらず、申立人の入社時期を特定することができなかった。

また、申立人が同じ時期にD社に入社したとする同僚については、D社に係る被保険者名簿において、申立人と同じ昭和31年9月1日にD社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間②及びその前後の期間において、D社に係る被保険者記録が確認できる複数の者が、「当時、D社では試用期間があったので、勤務していた期間と被保険者期間は一致していない。」としていることから、D社は、必ずしも従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

さらに、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しており、D社の解散時に残務処理をしたとする者は、「当時の資料等は他社に吸収合併されるときに処分したと思う。」としており、G社（D社が名称変更）を買収した事業所の総務担当者は、「G社から異動してきた人の名簿は保管してあるが、合併前にG社を辞めた人の名簿は保管していないと思う。」としてい

ることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から 33 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 2 月から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社（オンライン記録上、B社。現在は、C社）に、申立期間②については、D社E支社に外交員として勤務していたが、ねんきん特別便で確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における申立期間①当時の役員の回答、並びに当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人が覚えている同僚の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人は、期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が自身よりも先に入社していたとする同僚6人のうちの5人は、申立期間①より後の昭和33年5月1日に当該事業所に係る被保険者資格を取得している上、同日に同資格を取得している別の同僚は、「私は、3か月間くらいは勤務していたと思う。」としているが、当該同僚の厚生年金保険被保険者期間は1か月間（オンライン記録上は2か月間）であるほか、当該同僚が自身よりも先に入社していたとする3人の被保険者資格取得日についても、当該同僚と同じ日となっていることから、申立期間①当時、当該事業所は、必ずしも従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた

わけではなかった可能性がうかがわれる。

また、C社は、「当時の資料は保管しておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人が覚えているD社E支社における仕事内容は、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者の回答と符合していることなどから、申立人は、期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社の事業を継承（その後、別会社に営業譲渡）したF社は、「当時のD社に係る資料等は保管していないが、当時は営業職と事務職があり、営業職については、入社後、半年から1年の間は委託契約ということで歩合給のみを支給しており、厚生年金保険には加入させていなかった。営業成績が優秀で一定の条件を満たした者は後に正社員となり、そのときに厚生年金保険に加入させていた。」としているところ、申立期間②当時、D社E支社に係る被保険者記録が確認できる複数の者も同様の回答をしていることを踏まえると、当該事業所は、必ずしも営業職（外交員）として勤務していた従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなく、一定の条件を満たした者についてのみ厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがわれる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日及び資格取得日については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 1 日から 32 年 10 月 26 日まで
私は、申立期間において、A市のB社及びC市のD社に継続して勤務していた。いずれかの会社の給与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないのに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所記号払出簿（いわゆる「事業所名簿」）及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社は昭和31年12月1日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、申立期間については、当該事業所は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、「当時、B社においては、療養中の事業主に代わり、事実上、私が事業主の役割を担っていたが、B社を昭和31年12月1日付けで適用事業所でなくなった日とする届出を社会保険事務所（当時）に行うよう部下に指示した覚えも、自分で当該届出を行った覚えもない。」と回答しているが、申立人や申立期間当時の従業員の回答から、申立人は当該事業所の経営責任者として社会保険事務や給与事務に関与していたことがうかがえる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日までに当該事業所の従業員もすべて被保険者資格を喪失していることから、社会保険事務所が、当該事業所や事実上の事業主であった申立人の関与無く、無断で資格喪失等の処理を行ったとは考え難い。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立

人は、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以降の32年10月26日にD社で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、当該名簿においても、当該記録以前に申立人の氏名は無く、被保険者名簿の記載にも不自然な点は見当たらないほか、当該記録は、オンライン記録とも一致している。

加えて、D社の商業登記簿によると、申立人は、D社で厚生年金保険被保険者資格を取得した時点において、D社の代表取締役であったことが確認できる。

このほか、B社は昭和33年9月8日に、D社は34年2月28日に解散しており、両事業所の給与台帳等の給与から申立人の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、申立期間当時、両事業所において、それぞれ社会保険事務を担当していた者も既に死亡していることから、社会保険の届出及び保険料の控除に関する供述を得ることもできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の事実上の事業主として、また、D社の代表取締役として、それぞれ自らの被保険者資格の喪失、及び被保険者資格の取得の処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の資格喪失日及び資格取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 2 日から 37 年 2 月 9 日まで
私は、昭和 36 年 5 月に A 社に入社し、A 社 B 営業所で勤務していた。A 社が社名変更した後の 41 年 6 月に退社したが、「ねんきん特別便」により、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

入社してから退職するまでの間、途中で、退職や転勤はしておらず、A 社 B 営業所に継続して勤務していたのに、申立期間における被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 36 年 5 月 1 日に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 2 日に同資格を喪失後、37 年 2 月 9 日に A 社に係る被保険者資格を再取得しているところ、A 社は、「労働者名簿の記録から、申立人は、申立期間において在職しておらず、弊社は、社会保険庁（当時）の記録どおりの届出を行っており、申立期間に係る保険料控除及び保険料納付は行っていない。」としている上、A 社から提出された労働者名簿によると、申立人は、36 年 7 月 1 日にいったん退職し、改めて 37 年 2 月 9 日に雇い入れられている旨記載されており、当該記録はオンライン記録と一致（制度上、厚生年金保険被保険者資格喪失日は退職日の翌日）しているほか、当該労働者名簿及びオンライン記録によると、当該労働者名簿の申立人と同じページに記載されているほかの従業員の中で A 社に係る被保険者記録が確認できる 27 人のうち、26 人の A 社におけ

る入退社の記録と厚生年金保険被保険者記録は一致している上、残る1人についても、入退社の記録と被保険者記録の相違は数日であることが確認できる。

また、オンライン記録上、申立期間及びその前後の期間において、申立人と同様にA社に係る厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失し、再度同資格を取得していることが確認できる二人は、「確かに一度退職した後、再入社した。」としている上、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人が申立期間において継続して勤務していたことを推認することはできなかったほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることもできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。